

鹿児島県環境保健センター調査研究評価要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鹿児島県環境保健センターにおいて実施する調査研究（以下「調査研究」という。）について統一的な評価方法を定めることにより、調査研究の効率的かつ効果的な実施と活性化及び透明性の確保を図るとともに、調査研究の内容及び成果等を広く県民に公表し、もって本県の環境保全の推進及び保健衛生の向上に資することを目的とする。

(評価の対象)

第2条 評価の対象は、環境保全及び保健衛生分野において取り組む調査研究とする。
ただし、国からの受託調査研究など他の評価機関等で評価される調査研究及び基礎的なデータの集積のみを目的とする調査研究は評価の対象から除く。

(評価の分類)

第3条 評価の分類は、調査研究実施計画段階で行う事前評価、調査研究実施中間段階で行う中間評価及び調査研究終了段階で行う事後評価とする。

(評価の時期及び内容)

第4条 評価の時期及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 事前評価は、調査研究実施計画段階において、調査研究の目的、調査研究体制、調査研究内容、学術的意義等に対する寄与度及び県民ニーズに対する対応状況等を評価する。
- (2) 中間評価は、3年以上にわたる調査研究について、調査研究実施期間の概ね中間年度において、調査研究の進捗状況、調査研究内容等の変更及び調査研究継続の妥当性等を評価する。
- (3) 事後評価は、調査研究終了後において、調査研究目的の達成状況、環境保全及び保健衛生行政施策等への寄与状況、県民のニーズに対する波及効果及び今後の発展性等を評価する。

(評価の実施機関)

第5条 評価の実施機関として、外部評価委員会及び内部評価委員会を設置する。

- (1) 外部評価委員会の委員は、専門家及び有識者をもって構成する。
- (2) 内部評価委員会の委員は、環境林務部・保健福祉部の関係課職員、及び出先機関において専門的知識と経験を有する職員の中から環境保健センター所長（以下「所長」という。）が必要と認めた者等をもって構成する。

2 外部評価委員会、内部評価委員会の組織及び運営については、別に定める。

(評価の方法)

第6条 評価の対象となる調査研究は、内部評価委員会の評価を経て外部評価委員会で評価する。

- 2 内部評価委員会における評価結果は、外部評価委員会及び所長に報告する。
- 3 評価の具体的方法については、別に定める。

(評価結果の公表等)

第7条 所長は、調査研究の評価結果を環境保健行政関係施策及び調査研究等に反映させるとともに、個人情報及び企業秘密の保護、知的財産権の取得などに十分配慮し、調査研究の評価結果等を環境保健センターのホームページ上で公表する。

(所長の責務)

第8条 所長は、調査研究の効率的かつ効果的な実施と活性化を図るとともに、調査研究評価に関する透明性を確保するために、調査研究の評価結果等の公表など調査研究の評価について適切な運営に努めなければならない。

(調査研究担当職員の責務)

第9条 調査研究担当職員は、所属する部長と連携を密にし、調査研究に積極的に取り組むとともに、調査研究の評価について円滑な運用に協力しなければならない。

(事務局)

第10条 調査研究の評価に関する事務を行うための事務局を環境保健部に置く。

2 事務局は、外部評価委員会及び内部評価委員会の運営及び調査研究の評価結果の公表に関する事務を行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

ただし、第5条、第6条、第10条の規定のうち、外部評価委員会に係るものについては、所長が別に定める日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

ただし、第5条、第6条、第10条の規定のうち、外部評価委員会に係るものについては、所長が別に定める日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、第5条、第6条、第10条の規定のうち、外部評価委員会に係るものについては、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月14日から施行する。

附 則

平成30年4月1日より条文中の「保健福祉部」を「くらし保健福祉部」に改める。

附 則

令和6年4月1日より条文中の「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改める。